

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2020年5月21日
No. 2020-04

IASB は、IFRS 第 17 号の修正の確定前に、最終的な技術上の論点を検討する

要約

2020年5月20日、国際会計基準審議会（「IASB」）は、投票プロセスにおいて特定された、その他の論点に関するIASBスタッフによる分析と質問を検討した。IASBは、IFRS第17号「保険契約」（「IFRS第17号」）を修正するため、以下の軽微な技術的論点の修正を暫定的に決定した。

- 保険獲得キャッシュ・フロー以外に保険契約の認識より前に生じたキャッシュ・フロー
- 保有再保険契約—基礎となる保険契約における損失の特定
- 保険収益—法人所得税
- 残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債の定義
- 変動手数料アプローチ—OCIオプションとリスク軽減オプションの同時適用
- ある期間における投資要素の想定外の支払いまたは不払いの影響

IASBは、2020年6月末までにIFRS第17号の修正を公表予定である。

この「In transition」における見解は、2020年5月20日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. 2019年6月26日、IASBは、公開草案「IFRS第17号の修正」を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された懸念事項と課題の一部に対応する提案であり、IFRS第17号を導入する企業の支援を目的とした対応である。この提案は、導入コストを削減し、企業が、財務諸表の利用者に対して、IFRS第17号の適用による影響の説明を容易にするための修正を意図していた。
2. 公開草案の90日間のコメント期間は、2019年9月25日に終了したため、IASBは、公開草案に関するアウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックについて議論し、回答者が提起した事項の再審議に対するアプローチを決定した。2020年3月、IASBは、公開草案のフィードバックに関する予定された再審議を完了し、IFRS第17号およびIFRS第4号（IFRS第9号「金融商品」（「IFRS第9号」））の適用に関する一時的免除の延長）の修正に関する投票プロセスの開始をIASBスタッフに指示した。

5月のIASB会議で議論された項目

3. IASBは、2020年5月の会議において、投票プロセスで特定された以下のその他の論点に関して、IASBスタッフによる分析とIASBメンバーに向けた質問について検討した。

トピック	暫定決定	PwCの所見
<p>保険獲得キャッシュ・フロー以外に保険契約の認識より前に生じたキャッシュ・フロー</p>	<p>IASBは、IFRS第17号第38項および第79項を修正し、保険契約グループにおける契約上のサービス・マージンの当初測定に、保険契約が認識される前に認識された、以下の資産または負債の認識の中止の影響を含める取扱いを企業に要求する暫定的な決定を行った。</p> <p>(i) グループが認識される前に支払ったまたは受取った、当該グループに関連するキャッシュ・フロー</p> <p>(ii) 他のIFRS基準を適用し、キャッシュ・フローを支払うまたは受け取る前かつグループが認識される前に認識した資産または負債</p>	<p>これらの暫定的な決定は、</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当初認識後に支払われたとしたら当該グループの履行キャッシュ・フローに含まれていたであろうキャッシュ・フローを契約上のサービス・マージンの決定に含める取扱いを妨げていた、意図せざる制限を修正する。 • また、これらの暫定的な決定は、上記のアプローチの適用範囲を、他のIFRS基準を適用し、キャッシュ・フローを支払うまたは受け取る前に認識した資産または負債に拡張する。このような資産または負債の例として、未認識の契約グループに関して受領したサービスに対してブローカーから請求されたが、まだ支払っていないため、企業がIFRS第9号を適用して負債を認識する場合が挙げられる。この負債が決済された際のキャッシュ・フローは、保険獲得キャッシュ・フローの定義を満たすことになる。この暫定的な決定は、このような場合に、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識を許容するであろう。
<p>保有再保険契約—基礎となる保険契約における損失の特定</p>	<p>IASBは、不利な保険契約グループと、その一部の契約のみを対象とする再保険契約を保有する企業に対し、保険契約グループにおいて認識される損失のうち再保険に付された部分を決定するために、規則的かつ合理的な配分方法の使用を要求するパラグラフを追加するようIFRS第17号の修正を暫定的に決定した。企業は、保険契約グループの損失要素の事後的な変動のうち、基礎となる保険契約に関連する部分を決定するために、規則的かつ合理的な配分方法を用いるであろう。</p>	<p>IASBは、企業が保有する再保険契約が、発行した保険契約グループの一部のみを対象とする可能性を認識した。この修正は、発行した不利な保険契約に係る損失額について、保険契約グループより小さなレベルでの特定および追跡を要求した場合に生じる、過度な負担の回避を意図している。</p> <p>スタッフは、利害関係者からのフィードバックを報告し、当初の提案では、当初認識および事後測定において同じ規則的かつ合理的な配分方法を要求していたため、当初認識時に入手できる可能性のある事後測定時よりも詳細な情報の使用を妨げてしまうであろうと述べた。したがって、IASBスタッフは、同じ方法が要求されないように提案を修正した。しかし、IASBスタッフは、同じ情報が入手可能な期間においては、その期間における規則的な配分は、整合的になるだろうと述べた。</p>
<p>保険収益—法人所得税</p>	<p>IASBは、保険契約の条件に基づき保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に関連する金額を純損益に認識する時に、保険収益の認識を企業に要求するため、IFRS第17号B121項の修正を暫定的に決定した。</p>	<p>この修正により、保険契約の条件に基づき保険契約者に個別に請求可能な法人所得税に関する対価を保険契約者が支払った場合、企業が保険収益を認識すべきというIASBの意図が達成される。</p>

次のステップ

4. IASBは、IFRS第17号の修正を2020年6月末までに公表するという予定を確認した。

PwCの所見

この会議での暫定的な決定は、IFRS第17号の修正に関する文言をスタッフが最終化する中で発生した、非常に詳細で技術的な事項を取り扱った。予想されたとおり、過去の決定への実質的な変更はない。2020年6月末までにIFRS第17号の修正を公表するというIASBの発言は、公開草案に示された方針と整合的である。

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT 2020-03 the latest on IFRS 17 implementation - Mar 2020](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2020-02 the latest on IFRS 17 implementation - Feb 2020](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2020-01 the latest on IFRS 17 implementation - Jan 2020](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-09 the latest on IFRS 17 implementation - Dec 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-08 the latest on IFRS 17 implementation - Nov 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-07 the latest on IFRS 17 implementation - Oct 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳は[こちら](#))

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In transition

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします